

(1) 原子力災害対策重点区域



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。

(2) 原子力災害対策重点区域の概要

① 原子力災害対策重点区域

ア) 原子力災害対策重点区域

区分	範囲	対象区域
PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	原子力施設を中心として概ね半径5kmの範囲	—
UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)	原子力施設を中心として概ね5～30kmの範囲からPAZを除いた範囲	上関町八島

② 上関町八島

ア) 概要

面積	4.17km ²
人口	20世帯24人
飲料水の状況	水源：3か所 (河川水2、ボーリング水源1 (深井戸))
周辺地域の農畜水産物の生産等の状況	農産物：自家消費のみ 畜産物：なし 水産物：たこ等を小規模に島外流通
交通手段	上関八島航路：1日3往復 (定員58人)、所要時間35分

※人口、世帯数は平成30年4月1日時点

イ) 定期航路

	上関町→八島			八島→上関町			
	上関	室津	八島		八島	室津	上関
1便	6:15	6:20	6:50	1便	6:55	7:35	7:38
2便	10:00	10:05	10:35	2便	13:00	13:32	13:35
3便	16:30	16:35	17:05	3便	17:10	17:42	17:45

(3) 緊急時モニタリング地点及び内容

① 地点

地名 (地点番号)	測定地点名	調査項目	測定地点詳細				
			北緯	東経	標高 (m)	伊方原発起点 距離 (km)	方位
上関町八島 (Ka-1)	八島測定局	空間放射線量率、 土壌等	33度43分43秒 (33.729305)	132度08分12秒 (132.139499)	4.1	30.7	北北西
上関町八島 (Ka-2)	八島乗船場	陸水	33度43分45秒 (33.729305)	132度08分34秒 (132.14261)	2.7	30.4	
上関町八島 (Ka-3)	八島沖	海水、海底土	33度43分48秒 (33.730006)	132度09分48秒 (132.163328)	—	29.6	

② 内容

モニタリング資機材	測定地点	担当班	業務内容	測定項目						
				大気			土壌、陸水、海水、海底土		飲食物※	
				空間放射線量率	放射性 ヨウ素濃度	浮遊じん中 放射性物質濃度	放射性物質濃度	表面汚染密度	放射性物質濃度	表面汚染密度
固定観測局	八島測定局 (Ka-1)	試料計測班	監視・報告	情	A	A	—	—	—	—
サーベイメータ NaIシンチレーション式 電離箱式 中性子線		現地計測班	現地計測・報告	B (必要に応じて)	—	—	—	—	—	—
ゲルマニウム半導体検出器	八島測定局 (Ka-1) 八島乗船場 (Ka-2) 八島沖 (Ka-3)	計測試料採取班 試料計測班	試料採取 分析	—	B	B	C	—	C	—
サーベイメータ GM管式サーベイメータ ZnSシンチレーション式サーベイメータ		現地計測班	現地計測・報告	—	—	—	—	(C)	—	C

※空間放射線量率が0.5μSv/hを超過した場合に実施

【凡例】

情：情報収集事態以降において実施

A：警戒事態（Aレベル）以降において実施

B：施設敷地緊急事態（Bレベル）以降において実施

C：全面緊急事態（Cレベル）以降において実施

(4) 平常時の環境放射線の状況

①上関町八島

測定項目		測定地点名	過去の測定値	測定期間	
空間放射線量率	固定観測局	八島測定局 (Ka-1)	30 ~ 100 nGy/h	2013年4月～2018年3月	
	サーベイメータ		77 nSv/h	2015年3月5日	
	可搬型モニタリングポスト		46 ~ 61 nGy/h	2016年6月～2018年2月	
大気浮遊じん中放射性物質濃度	全 α ・全 β 放射能比		1.8 ~ 4.1	2014年4月～2018年3月	
	全 α 放射能 (1時間平均値)		0.3 ~ 5300 mBq/m ³	2014年4月～2018年3月	
	全 β 放射能 (1時間平均値)		0.7 ~ 15000 mBq/m ³	2014年4月～2018年3月	
大気中放射性ヨウ素濃度				N. D mBq/m ³	2014年4月～2018年3月
放射性物質濃度 Cs-137	大気浮遊じん			N. D～0.0012 mBq/m ³	2014年4月～2018年3月
	土壌			N. D～1.6 Bq/kg乾土	2014年1月～2018年3月
	陸水 (八島簡易水道)		八島乗船場 (Ka-2)	N. D Bq/L	2014年1月～2018年3月
	海水	八島沖 (Ka-3)	0.0014～0.0034 Bq/L	2014年1月～2018年3月	
	海底土	八島沖 (Ka-3)	0.86～1.5 Bq/kg乾土	2014年1月～2018年3月	

(5) 資機材配備状況一覧

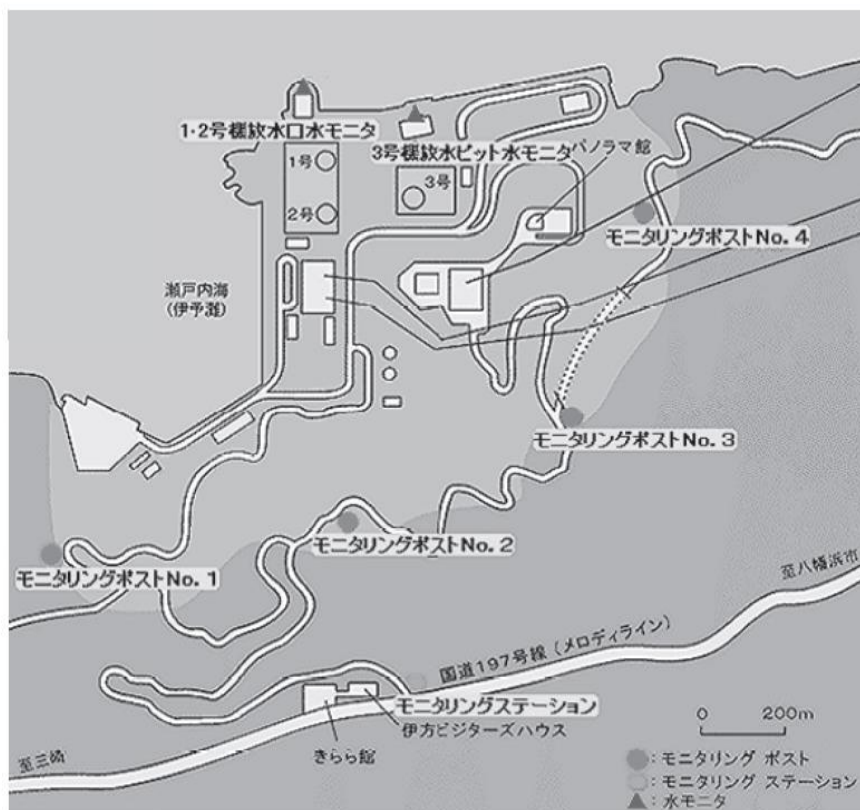
区 分	モニタリング資機材	配備				合計数量
		環境保健センター	柳井健康福祉センター	県庁	上関町	
固定観測局	モニタリングポスト	-	-	-	-	一式
	・NaIシンチレーション検出器					
	・電離箱検出器					
	ヨウ素モニタ					
	ダストモニタ					
	気象計					
	可搬型モニタリングポスト		1			1
モニタリングシステム	環境放射線テレメータシステム（監視端末）	1		1	1	3
	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（PC）	1		1		2
	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（タブレット）	3		2		5
現地サーベイ	NaIシンチレーション式サーベイメータ	3	1			4
	電離箱式サーベイメータ	3	1			4
	中性子線サーベイメータ	3	1			4
	GM管式サーベイメータ	3	1			4
	ZnSシンチレーション式サーベイメータ	3	1			4
試料サンプリング	採水器	1				1
	採土器	1				1
	採泥器	1				1
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器	1				1
防護用資機材	個人被ばく線量計	8	2			10
	防護服	480	120			600
	キャップ	48	12			60
	シューズカバー	48	12			60
	手袋	10	2			12
	防塵マスク	8	2			10
	保護メガネ	8	2			10

(6) 四国電力株式会社伊方発電所の概要

		1号機 ^(注1)	2号機	3号機
位置		愛媛県西宇和郡伊方町九町		
用地面積		約86万m ²		
電気出力		56万6千kw	56万6千kw	89万kw
原子炉	型式	軽水冷却加圧水型(2ループ)		軽水冷却加圧水型(3ループ)
	熱出力	約165万KW	約165万KW	約266万KW
設計熱効率(発電)		約34%		
燃料	種類	低濃縮二酸化ウラン		低濃縮二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物
	全ウラン装置量	約49t	約49t	約74t
	燃料集合体	121体	121体	157体
復水器	方式	深層取水・水中放流方式		
冷却水	冷却海水量	約38m ³ /秒	約38m ³ /秒	約63m ³ /秒
淡水取水方式		海水淡水化装置		
建設経緯	原子炉設置許可	昭和47年11月29日	昭和52年3月30日	昭和61年5月26日
	着工	昭和48年6月15日	昭和53年2月21日	昭和61年11月1日
	初臨界	昭和52年1月29日	昭和56年7月31日	平成6年2月23日
	営業運転開始	昭和52年9月30日	昭和57年3月19日	平成6年12月15日

(注1) 伊方発電所1号機は平成28年5月10日に運転終了。
平成29年6月28日に廃止措置計画認可。
平成29年9月12日に廃止措置作業開始。

平面図



(出典:愛媛県緊急時モニタリング計画実施要領)

(7) 緊急事態の区分を判断する原子力発電所の状態 (EAL)

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等 (EAL)
警戒事態 (Aレベル)	警戒事象	<p>1 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、県又は立地県が設置する測定器、若しくは原子力事業者が敷地境界付近に設置する測定器の空間ガンマ線量率の値が、$0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき</p> <p>2 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11) 【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき</p> <p>3 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき</p> <p>4 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき</p> <p>5 全交流電源喪失のおそれ (AL25) 【3号機】 すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</p> <p>6 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき</p> <p>7 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき</p> <p>8 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (1、2号機) (AL31) 【1、2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき</p> <p>9 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL42) 【3号機】 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p>10 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 【3号機】 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p>11 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所</p>

		<p>外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき</p> <p>12 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき</p> <p>13 外的事象（自然災害）の発生</p> <p>(1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 大津波警報の発表 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 外的事象の発生（自然災害）【3号機】 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>14 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</p> <p>(1) オンサイト総括が警戒事象と認める事象 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p> <p>(2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p>
<p>施設敷地 緊急事態 (Bレベル)</p>	<p>施設敷地 緊急事象</p>	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 県又は立地県、原子力事業者が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストにおいて以下の状態に至ったとき ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く</p> <p>(1) 5 μSv/h 以上を検出したとき</p> <p>(2) 1 μSv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μSv/h 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μSv/h 以上となったとき</p> <p>2 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」（以下、「通報事象等規則（原子炉施設）」という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p>

		<p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき</p> <p>4 火災、爆発等による放射線量の検出 (SE04) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50 μSv/h以上の放射線量率を検出したとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>5 火災、爆発等による放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5 μSv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>6 原子炉外での臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性状態になったとき</p> <p>7 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき</p> <p>8 蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき</p> <p>9 全交流電源の30分以上喪失 (SE25) 【3号機】 すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき</p> <p>10 直流電源の部分喪失 (SE27) 【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき</p> <p>11 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 【3号機】</p>
--	--	--

		<p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき</p> <p>12 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（3号機）（SE30）【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき</p> <p>13 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（1、2号機）（SE31）【1、2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき</p> <p>14 格納容器健全性喪失のおそれ（SE41）【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき</p> <p>15 2つの障壁の喪失または喪失可能性（SE42）【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき</p> <p>16 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（SE43）【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき</p> <p>17 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51）【3号機】 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき</p> <p>18 所内外通信連絡機能のすべての喪失（SE52）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失したとき</p> <p>19 火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき</p> <p>20 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき</p>
<p>全面緊急事態 (Cレベル)</p>	<p>全面緊急 事象</p>	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇（GE01） 原子力事業者が設置するモニタリングポスト又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く</p>

		<p>(1) 5 μ Sv/h 以上を検出したとき</p> <p>(2) 1 μ Sv/h 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μ Sv/h 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μ Sv/h 以上となったとき</p> <p>又は、県又は立地県が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2 地点以上において又は10 分間以上継続して検出した場合に限る</p> <p>2 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の液体放射性物質を検出したとき</p> <p>4 火災、爆発等による異常な放射線量の検出 (GE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>5 火災、爆発等による放射性物質の異常放出 (GE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500 μ Sv/h の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>6 原子炉外での臨界事故 (GE06)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) になったとき</p> <p>7 原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11) 【3号機】</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき</p>
--	--	--

	<p>8 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (GE 2 1) 【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水がただちにできないとき</p> <p>9 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE 2 4) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水がただちにできないとき</p> <p>10 全交流電源の1時間以上喪失 (GE 2 5) 【3号機】 すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき</p> <p>11 全直流電源の5分以上喪失 (GE 2 7) 【3号機】 すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき</p> <p>12 炉心損傷の検出 (GE 2 8) 【3号機】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき</p> <p>13 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE 2 9) 【3号機】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき</p> <p>14 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (3号機) (GE 3 0) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき</p> <p>15 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (1、2号機) (GE 3 1) 【1、2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき</p> <p>16 格納容器圧力の異常上昇 (GE 4 1) 【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき</p> <p>17 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性 (GE 4 2) 【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき</p> <p>18 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE 5 1) 【3号機】 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき</p> <p>19 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE 5 5)</p>
--	---

		<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき</p>
--	--	---

(注) 上表中 () 内の記号は、EALNo.を指す。

記載例 (AL01の場合)

AL 0 1

事象区分 事象分類 連番

事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2、3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威

(注) 重要区域は、原子力事業者の「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

(注) 【 】内は、対象号機を示す。記載が無い場合は全号機が対象。

(注) 1、2号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しておらず、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状況であるため、以下に示すEALは適用せず、EAL01～06、31及び55のみ適用する。

(1、2号機に適用しないEAL)

EAL11、21、24、25、27、28、29、30、41、42、43、51、52、53

(8) 運用上の介入レベル (O I L)

基準の種類	実施する防護措置等	基準値		
O I L 1	住民等の避難、屋内退避	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)		
O I L 4	避難又は一時移転した住民等の除染	β 線 : 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率 ^{※1})		
		β 線 : 13,000cpm 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		
O I L 2	住民等の一時移転及び地域生産物 ^{※2} の摂取制限	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性物質濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)		
O I L 6	飲食物の摂取制限	単位 : Bq/kg		
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※4}
		放射性セシウム	200	500
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10
	ウラン	20	100	

※1 β 線入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率

※2 「地域生産物」とは、検出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※3 計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象

- (9) 様式
- 様式1 山口県緊急時モニタリング指示書
 - 様式2 サーベイメータ測定結果記録表 (NaIシンチレーション式サーベイメータ、GM管式サーベイメータ)
 - 様式3 試料採取記録票
 - 様式4 総括表 (サーベイメータ結果)
 - 様式5 総括表 (モニタリングポスト線量率)
 - 様式6 総括表 (固定観測局：大気中ヨウ素濃度, α 、 β 放射能)
 - 様式7 総括表 (放射性物質濃度)
 - 様式8 総括表 (固定観測局：気象データ)
 - 様式9 個人被ばく線量記録表

指示書第 号
年 月 日 時 分

現地計測班長 様
計測試料採取班長 様

山口県緊急時モニタリング本部長

山口県緊急時モニタリング計画等に基づき、以下のとおり活動を指示します。

内 容

現地活動班 (○班)		所 属	氏 名	積算被ばく線量 (μSv)
現地計測班				
計測試料採取班				
地点番号	地点名	活動内容		現地の状況 (監視MP)
				○八島MP 空間放射線量率 ○○ $\mu\text{Sv/h}$ ○風向、風速 ○○、○○m
その他連絡事項				

【確認欄】

本部				情報収集班		現地計測班、計測試料採取班	
本部長	課長	副課長	班員	班長	作成者	班長	班員
※情報収集班において作成 ※情報収集班の発信者は、県モニタリング本部各班及びEMCに本指示書を送付する。				情報収集班員		発信 (情報収集班)	受信 (現地計測班等)
						発信者氏名 :	受信者氏名 :
				計測班		発信時刻 :	受信時刻 :
				班長	班員	時 分	時 分

エネルギー補償型NaI (TI) シンチレーション式サーベイメータによる
環境における空気吸収線量率の測定結果記録表

測定年月日	年 月 日
天候・風向	
測定場所	
緯度経度	北緯 ° / " 東経 ° / "
測定器	メーカー: <input type="checkbox"/> 富士電機 <input type="checkbox"/> 日立アロカ
	No.
測定担当者	
測定条件	レンジ: 時定数:

測定回数	測定値		
	時刻	指示値	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
平均値:A			
校正定数:Kc			
空間線量率=A×Kc			
備考 (周辺の状況)			

測定は30秒間隔で5回以上計測する。

GM管式サーバイメータによる測定結果記録表

測定年月日	年 月 日
天候・風向	
測定場所	
緯度経度	北緯 ° ' " 東経 ° ' "
測定器	富士電機 NHJ12001-2020Y-S
	No.
測定担当者	
測定条件	レンジ: 時定数:

測定回数	測定値		
	時刻	指示値	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
平均値			

備考 (周辺の状況)	
---------------	--

測定は30秒間隔で5回以上計測する。

試料採取記録票

採取日時	年 月 日 () 時 分		
担当者名			
採取場所			
北緯	° ' "	東経	° ' "
試料名			
天候			
備考	(試料、測定場所の状況)		

総括表(モニタリングポスト線量率)

単位: μ Gy/h

年 月 日測定

時刻	八島MP	可搬型MP ()	可搬型MP ()	可搬型MP ()
1:00				
2:00				
3:00				
4:00				
5:00				
6:00				
7:00				
8:00				
9:00				
10:00				
11:00				
12:00				
13:00				
14:00				
15:00				
16:00				
17:00				
18:00				
19:00				
20:00				
21:00				
22:00				
23:00				
0:00				

個人被ばく線量記録表

記録年月日	年 月 日(曜日)						
記録者氏名							
現地活動時の天候	①天候(晴、曇、雨、雪) ②その他()						
活動場所							
モニタリング要員 氏名	線量計 (型式PDM- 222VB) 番号	作業前 指示値 (μ Sv)	作業後 指示値 (μ Sv)	被ばく 線量 (μ Sv)	活動時間		
					活動前 時刻	活動後 時刻	活動時間
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						
	203D39_____						

※ 被ばく線量 = 活動後指示値 - 活動前指示値

【確認欄】

情報収集班

班長 (安全管理責任者)

←

現地計測班、計測資料採取班

班長	班員

発信(現地計測班等)	受信(情報収集班)
発信者氏名:	受信者氏名:
発信時刻: 時 分	受信時刻: 時 分

※現地計測班又は計測資料採取班員は、情報収集班に必ず送付すること。